

滑川市地域防災計画（原子力災害対策編）素案の概要

1 計画の体系

現行	修正案
第1編 総則	第1編 総則
第2編 地震・津波災害対策編	第2編 地震・津波災害対策編
第3編 風水害等対策編	第3編 風水害等対策編
第4編 雪害・事故災害等対策編	第4編 雪害・事故災害等対策編
第5編 資料編	第5編 原子力災害対策編
様式集	第6編 資料編
	様式集

2 主な内容

区 分	内 容
第5編 原子力災害対策編 第1節 総則 【P521】	1 計画の目的、2 計画の性格 市民の生命、身体及び財産の保護を計画の目的とし、国や県の防災に関する計画等に基づき必要な対策について講じる。 3 計画の基礎とするべき災害の想定 志賀原子力発電所を対象とする。 4 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 県計画及び国の指針に基づき、緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方を記載 5 原子力防災対策を重点的に実施すべき区域 本市は、UPZ（原子力施設から概ね半径30kmの圏内）外に位置するため、今後、国が示す予定の指針を踏まえて、必要に応じて、原子力防災対策を実施する。
第2節 災害事前対策計画 【P530】	2 情報の収集・連絡体制等の整備 ・国、県、原子力事業者等との確実な情報の収集・連絡体制の整備や、通信障害時等を考慮した代替手段を確保する。 ・防災行政無線や災害時優先電話の活用、非常用電源設備の整備等、緊急時の通信手段を確保・活用する。

区 分	内 容
<p>第3節 災害応急対策計画 【P536】</p>	<p>3 災害応急体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合の参集基準や連絡経路を明確にし、職員の参集体制の整備を図る。 ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、災害対策本部を設置・運営するための職員の参集配備体制の整備を図る。 <p>4 避難収容活動体制の整備</p> <p>避難所等の整備、災害時要援護者等への支援、避難所・避難方法等の周知について記載</p> <p>5 救助・救急及び防護資機材等の整備</p> <p>救助・救急活動用資機材の整備、防災業務関係者の安全確保のための資機材整備等について記載</p> <p>6 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>市民に提供すべき情報項目の整理、的確な情報を常に伝達できる体制・施設の整備、災害時要援護者への情報伝達体制の整備等について記載</p> <p>7 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>市民にわかりやすい言葉での表記による資料の作成や説明を心がける。</p> <p>8 防災業務関係者の人材育成</p> <p>国等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の活用推進等、人材育成に努める。</p> <p>9 防災訓練の実施</p> <p>原子力規制委員会等が行う総合的な防災訓練の対象となった場合の企画立案への参画及び訓練の実施</p> <p>2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>施設敷地緊急事態等の発生情報や応急対策活動情報等の連絡体制について記載</p> <p>3 活動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合等に、事故対策のため警戒態勢をとることとし、災害警戒連絡会議を開催する。 ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等には、災害対策本部を設置する。

区 分	内 容
<p>第4節 災害中長期対策計画 【P540】</p>	<p>4 避難等の防護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ外に立地する本市においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避や避難、一時移転を行う場合がある。 ・県、近隣市町村等より広域避難受け入れ等の支援要請があった場合に協力する。 <p>5 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>国及び県からの要請等を受けての飲用水の検査の実施や、国及び県の指導・助言・指示に基づく地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施する。</p> <p>6 緊急時医療活動</p> <p>県が行う緊急時における健康管理、汚染検査等に協力する。</p> <p>7 市民等への的確な情報伝達活動</p> <p>緊急時における市民の心理的動揺・混乱をおさえ、異常事態による影響を低くするための的確な情報提供、広報を行う。</p> <p>2 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>放射性物質の影響を受けた地域において、環境汚染への対処について必要な措置を行う。</p> <p>3 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在したことを証明、記録する。 ・被災地の汚染状況図、応急対策措置等を記録しておく。 <p>4 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>国及び県と連携し、住まいの確保、生活資金の支給等の被災者支援、被災者の自立に対する援助、助成措置の広報について記載</p> <p>5 風評被害等の影響の軽減</p> <p>農林水産業、地場産業の産品等の流通確保や観光客減少防止のための広報活動を行う。</p> <p>6 被災中小企業等に対する支援</p> <p>必要に応じ、資金の貸付、援助・助成措置についての広報、相談窓口の設置を行う。</p> <p>7 心身の健康相談体制の整備</p> <p>国及び県とともに、心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備する。</p>